9　社債については、銘柄（例：「第○回物上担保付第○号社債」）、発行総額及び担保付社債又は無担保付社債の別を脚注すること。ただし、発行している社債が多数ある場合には、同一種類の社債ごとにまとめて記載することができる。また、金額の重要性が乏しい社債については「その他社債」として一括して記載することができる。

10　新株予約権付社債については、発行すべき株式の内容、新株予約権の発行価額、株式の発行価格、発行価額の総額、新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額、新株予約権の付与割合、新株予約権の行使期間及び会社法第236条第１項第３号に掲げる事項の定めのあるものである場合にはその内容を脚注すること。

【表２】について

長期借入金、社債及びリース債務（１年以内返済又は償還予定額を除く。）について、貸借対照表日後５年以内における１年ごとの償還又は返済する予定総額並びに貸借対照表日後５年を超えて償還又は返済する予定総額を記載すること。

⑵　短期借入金の明細

（単位：円、％）

借　入　先	期首残高	期末残高	当期増減額	平均利率
１年以内返済予定の長期借入金				
合　　計				

（記載上の注意）

1　期首又は期末のいずれかに残高がある負債のうち、短期借入金について記載すること。

2　「借入先」の欄には、借入先が多い場合は、区分ごとに期末残高の多い順に記載し、その期末残高に重要性がない借入先は一括して記載することができる。

3　「当期増減額」の欄に仕入債務からの振替、債務の免除等の特殊な理由による増減がある場合には、その旨、理由及び当該増減額を区分ごとに脚注すること。

4　重要な短期借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その旨及び当該利率を脚注すること。

６　関係会社等との取引の明細

⑴　関係会社等との取引の明細

（単位：円）

関係会社等の名称	預託等取引業者との関係	営業取引		営業取引以外の取引高
		売上高	仕入高	
合　　計				

（記載上の注意）

1　「様式第１　業務の概況」の「３　関係会社等の概要」で記載した関係会社等との間に行われた取引について記載すること。

2　「預託等取引業者との関係」の欄には、親会社、子会社、関連会社又はその他の関係会社等の別を、預託等取引業者との関係が明らかになるように記載すること。

3　役員又は主要株主等との間で取引が行われている場合には、当該役員又は主要株主等についても記載すること。

4　関係会社等（役員又は主要株主等を含む。）との間に取引が存在しない場合には「該当なし」と記載し、以下の「⑵　関係会社等に対する債権の明細」及び「⑶　関係会社等に対する債務の明細」の記載を省略することができる。

⑵　関係会社等に対する債権の明細

（単位：円、％）

区分		相手先	期首残高	当期増加額	当期減少額	貸倒引当金	期末残高	貸付利率	発生時期	回収予定又は返済期限
流動資産	受取手形	（　）				△		—		
	売掛金	（　）				△		—		
	短期貸付金	（　）				△				
		（　）				△				
		（　）				△				
	計					△		—		
固定資産	長期貸付金	（　）				△				
		（　）				△				
		（　）				△				
	計					△		—		
合　　計						△		—	—	—

（記載上の注意）

1　期首又は期末のいずれかに残高がある債権のうち、関係会社等に対する債権について記載すること。

2　「区分」の欄には、受取手形、売掛金、短期貸付金、長期貸付金その他「様式第２　貸借対照表」に計上されている債権の科目について記載すること。ただし、「様式第２　貸借対照表」において「その他」として計上されている債権については、その内容を示す適切な名称を付した科目をもつて掲記すること。